【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第４項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年５月26日
【四半期会計期間】	第193期第３四半期（自　平成28年10月１日　至　平成28年12月31日）
【会社名】	ヤマハ株式会社
【英訳名】	YAMAHA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　中 田 卓 也
【本店の所在の場所】	浜松市中区中沢町10番１号
【電話番号】	053(460)2158
【事務連絡者氏名】	経営管理部長　　西 山　靖
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目17番11号 ヤマハ株式会社東京事業所
【電話番号】	03(5488)6611
【事務連絡者氏名】	東京事業所担当主幹　　鈴 木 宏 幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年２月14日に提出いたしました第193期第３四半期（自　平成28年10月１日　至　平成28年12月31日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けており、四半期レビュー報告書を添付しております。

2 【訂正事項】

第一部　企業情報
　第１　企業の概況
　　１　主要な経営指標等の推移
　第２　事業の状況
　　３　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
　　　（３）キャッシュ・フローの状況
　第４　経理の状況
　　２．監査証明について
　　１　四半期連結財務諸表
　　　（３）四半期連結キャッシュ・フロー計算書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

（訂正前）

回次		第192期 第３四半期 連結累計期間	第193期 第３四半期 連結累計期間	第192期
会計期間		自 平成27年４月１日 至 平成27年12月31日	自 平成28年４月１日 至 平成28年12月31日	自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日
（中略）				
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	20,925	19,028	42,399
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△976	△7,283	591
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,373	△2,450	△30,349
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	95,804	94,207	85,018

（略）

（訂正後）

回次		第192期 第３四半期 連結累計期間	第193期 第３四半期 連結累計期間	第192期
会計期間		自 平成27年４月１日 至 平成27年12月31日	自 平成28年４月１日 至 平成28年12月31日	自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日
（中略）				
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	20,925	16,251	42,399
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△976	△7,283	591
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,373	326	△30,349
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	95,804	94,207	85,018

（略）

第２ 【事業の状況】

３ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(3) キャッシュ・フローの状況

（訂正前）

（中略）

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第３四半期連結累計期間において営業活動の結果得られた資金は、主として税金等調整前四半期純利益により、190億28百万円（前年同期に得られた資金は209億25百万円）となりました。

（中略）

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第３四半期連結累計期間において財務活動の結果使用した資金は、短期借入金の増加があったものの、配当金の支払いや会員預託金の返還等により、24億50百万円（前年同期に得られた資金は13億73百万円）となりました。

（訂正後）

（中略）

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第３四半期連結累計期間において営業活動の結果得られた資金は、主として税金等調整前四半期純利益により、162億51百万円（前年同期に得られた資金は209億25百万円）となりました。

（中略）

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第３四半期連結累計期間において財務活動の結果得られた資金は、配当金の支払いや会員預託金の返還等があったものの、短期借入金の増加により、３億26百万円（前年同期に得られた資金は13億73百万円）となりました。

第４　【経理の状況】

２．監査証明について

（訂正前）

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期連結会計期間（平成28年10月１日から平成28年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成28年４月１日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

（訂正後）

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期連結会計期間（平成28年10月１日から平成28年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成28年４月１日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の４の７第４項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（訂正前）

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 (自 平成27年４月１日 至 平成27年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自 平成28年４月１日 至 平成28年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	38,497	33,237
減価償却費	9,353	8,102
売上債権の増減額（△は増加）	△4,044	△14,365
たな卸資産の増減額（△は増加）	△8,716	△5,573
仕入債務の増減額（△は減少）	△3,489	△2,422
法人税等の支払額	△7,487	△6,538
その他	△3,187	6,588
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,925	19,028
（中略）		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	9,430	14,961
長期借入れによる収入	93	－
長期借入金の返済による支出	△103	△21
自己株式の取得による支出	△9	△2,782
配当金の支払額	△7,841	△9,768
その他	△195	△4,838
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,373	△2,450
（略）		

（訂正後）

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 (自 平成27年４月１日 至 平成27年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自 平成28年４月１日 至 平成28年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	38,497	33,237
減価償却費	9,353	8,102
売上債権の増減額（△は増加）	△4,044	△14,365
たな卸資産の増減額（△は増加）	△8,716	△5,573
仕入債務の増減額（△は減少）	△3,489	△2,422
法人税等の支払額	△7,487	△6,538
その他	△3,187	3,811
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,925	16,251
（中略）		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	9,430	14,961
長期借入れによる収入	93	－
長期借入金の返済による支出	△103	△21
自己株式の取得による支出	△9	△5
配当金の支払額	△7,841	△9,768
その他	△195	△4,838
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,373	326
（略）		

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年５月26日

ヤマハ株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	滝　口　隆　弘	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　智　章	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成28年10月１日から平成28年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成28年４月１日から平成28年12月31日まで）に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。
　四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
　当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論
　当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマハ株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項
　四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成29年２月14日に四半期レビュー報告書を提出した。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
　　　２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。